

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

2026年1月版

4分冊用

「ご契約のしおり」の記載内容についてつぎのとおりお知らせします。

- 保険料の払込方法について、2024年4月に月払・年一括払の取り扱いを停止しており、一時払のみ取り扱いしております。（一時払とは、保険料をご契約の申し込みの際に一時にお払い込みいただく方法のことをいいます。）

■13 ページ「**2** ご契約申し込み手続きの際の留意点」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

2 ご契約申し込み手続きの際の留意点

ご契約の申し込みから成立までの手続きに際してご留意いただきたいことからは、つぎのとおりです。

1. 申し込み・手続き

- ご契約の前に、「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」をご確認ください。「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報や契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- 申込内容を十分確認のうえ、契約者・被保険者ご自身でお手続きください。また、契約者が法人の場合は申込書に法人登録印を押印してください。

2. 申込内容のご確認

- 当社がご契約の申し込みを承諾した場合には、書面または電磁的な方法で「保険証券」などを発行します。^①
- 「保険証券」にはご契約いただいた内容を記載していますので、必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、不明な点がありましたら、すみやかに当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

①電磁的な方法の場合は、ご契約者専用サイトから「保険証券」などを確認することができます。

■14ページ「**3** クーリング・オフ制度（ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除）」の記載をつぎのとおり変更します。（波線部分が変更箇所になります。）

3 クーリング・オフ制度

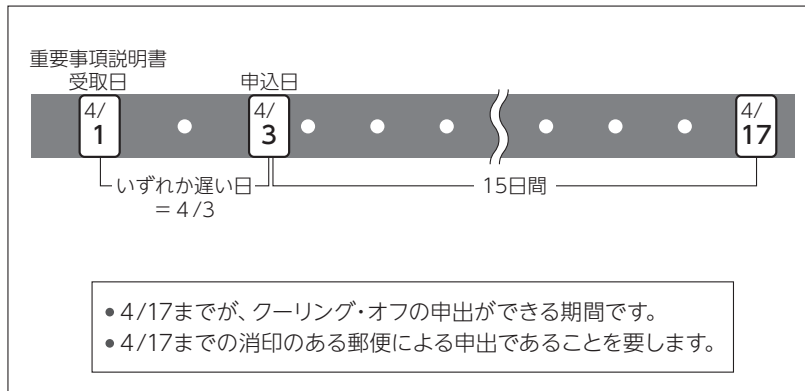
（ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除）

申込者または契約者（申込者などといいます）は、重要事項説明書（注意喚起情報）を受け取った日またはご契約の申込日のいずれか遅い日^①から、その日を含めて15日以内であれば、書面または電磁的な方法（当社ホームページ等^②）による申出により、ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除（申し込みの撤回などといいます）をすることができます。なお、当社ではご契約の申込日以前に重要事項説明書（注意喚起情報）をお渡ししています。

1. 書面による申出方法^②

- 書面による申出により、申し込みの撤回などをする場合は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じますので、郵便により上記期間内（15日以内の消印有効）に取扱会社または本店あてお申し出ください。
- 書面（封書、はがき）には、申し込みの撤回などをする旨を明記し、申込者などの氏名・住所および電話番号をご記入ください。また、申込者などが法人の場合は申込書と同一の印で押印ください。

■クーリング・オフの例



■申し込みの撤回などの書面記入例

第一生命保険株式会社 御中

私は○月○日に申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。

申込者(契約者) ダイイチタロウ 第一太郎
保険種類 終身保険
毎回の保険料 ○○,○○○円

住所 ○○県○○市○○町○-○
電話番号 ○○○-○○○-○○○
氏名 ダイイチタロウ 第一太郎^③

①申し込み時に「ご契約のしおり-約款」冊子の郵送を希望された場合、「ご契約のしおり-約款」冊子の受取日とします。

②当社ホームページによる申出の場合は、「クーリング・オフ手続き」からお申し出ください。

③契約者が自署してください。

「ご契約に際して」

保障内容

年金などのお支払い

保険料について

「ご契約後について」

会社・制度のご案内

■「V.ご契約後について」に、つぎの内容を追加します。なお、指定代理請求特約については、32ページをご参照ください。

1. 保険契約者代理特約

- 保険契約者代理人(契約者代理人といいます)が、契約者に代わって解約、保険料の減額、住所変更などの手続きを行うことを可能とする特約です。
- 契約者は、この特約を付加し、あらかじめ契約者代理人を指定してください。
- つぎのような特別な事情があるときに、契約者代理人が契約者に代わって手続きを行うことができます。

● 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができな
いとき

など

- 契約者代理人が契約者の意向に沿った手続きができるように、契約者から契約者代理人に対して、ご契約内容、契約者代理人に指定されていることおよび契約者代理人が代理することができる手続きの内容等について、事前に必ずお伝えください。



ご注意

- 契約者が法人である場合には、この特約を付加することはできません。
- 年金のお支払いが開始したご契約には、この特約を付加することはできません。
- 契約者の変更、契約者・契約者代理人の死亡により、この特約は消滅します。^①
- 契約者・契約者代理人が亡くなられた後、すみやかに契約者の相続人もしくは契約者から当社へ通知ください。
- 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができないと当社が判断した場合、つぎのとおりとします。
 - この特約が付加されているご契約に関する情報について、契約者代理人に対して開示することがあります。
 - 契約者が同一人である全てのご契約について、以後、契約者からの手続きを取り扱わないことがあります。^②

①代理することができる手続き

- 契約者代理人は、契約者が行うことができる手続き^③を代理することができます。ただし、つぎの手続きを除きます。^④

- 契約者の変更
- 年金などの受取人の変更
- 契約者代理人の変更

①この特約が消滅した場合には、この特約を再度付加することができます。

②その後、契約者がご契約に関する手続きを行う意思表示ができると当社が判断した場合は、契約者からの手続きを取り扱います。

③契約者と年金などの受取人が同一人である場合、年金などの受取人が行うことのできる手続きを含みます。

④2024年3月時点の取り扱いであり、将来的に変更することもあります。

「ご契約に際して」

保障内容

年金などのお支払い

保険料について

「ご契約後について」

会社・制度のご案内

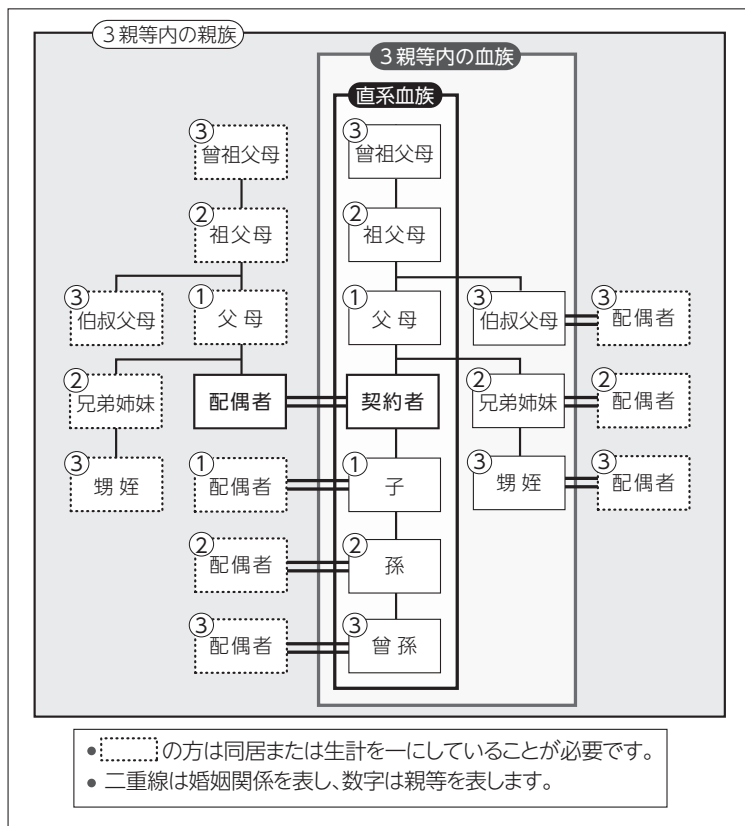
②代理することができる方

- 代理することができる方は、つぎのとおりです。

契約者があらかじめ指定した契約者代理人。ただし、手続時において、つぎのいずれかに該当する必要があります。

- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
- (2) 契約者の直系血族または3親等内の血族
- (3) 契約者と同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族
- (4) (3) 以外で契約者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
- (5) 契約者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
- (6) (4) または(5)と同等の特別な事情があると当社が認めた方

■直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族





- 故意に契約者を手続きができない状態に該当させた方または故意に契約者を年金などの請求ができない状態に該当させた方は、契約者代理人としての取り扱いを受けることはできません。
- 契約者代理人の変更が行われた場合、変更前に代理可能な手続きがあっても、変更前の契約者代理人が手続きを代理することはできません。
- 契約者代理人に年金や解約返還金などをお支払いした後、契約者から年金や解約返還金などの請求を受けても、重複してはお支払いしません。
- 保険契約者代理特約が付加されている場合、指定代理請求人から、契約者が受取人と定められた年金などの請求はできません。^①
- 契約者代理人に年金や解約返還金などをお支払いした後、契約者からお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答しますので、ご承知おきください。
- 契約者代理人から手続きをいただいた場合、当社が必要と認めるときは、契約者代理人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。

①この場合、契約者が受取人と定められた年金などは契約者代理人から請求いただけます。

2. 契約者代理人の変更

- 契約者代理人が指定されている場合、契約者は、当社の承諾を得て、契約者代理人を変更することができます。
- 当社が定める契約者代理人の要件を満たさなくなった場合には、契約者代理人の変更を行っていただく必要があります。変更される際は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

「」契約に際して

保障内容

年金などのお支払い

保険料について

「」契約後について

会社・制度のご案内

V. ご契約後について

「約款」の記載をつぎのとおり変更します。

- 保障見直し特約条項（2018）、家族内保障承継特約条項（2018）、個人年金保険料税制適格特約条項（S60）および保険料口座振替特約条項については、本冊に掲載している特約条項から改定がございますが、ご加入いただくご契約に付加されないため、最新版を掲載しておりません。あらかじめご了承ください。

個人年金保険（2018）普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 年金の種類

第2条 年金の種類

3. 年金および死亡給付金の支払

第3条 年金および死亡給付金の支払

第4条 年金および死亡給付金の支払に関する補則

第5条 死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱

第6条 年金の自動すえ置

第7条 年金の一括払

第8条 年金の継続支払

第9条 年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所

第10条 年金証書

4. 当会社の責任開始期

第11条 当会社の責任開始期

5. 保険料の払込

第12条 保険料の払込

第13条 保険料の払込方法（経路）

第14条 年一括払保険料の前納

第15条 月払保険料の一括払

6. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第16条 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

7. 保険契約の失効取消

第17条 保険契約の失効取消

8. 告知

第18条 告知

9. 保険契約の無効、取消および解除

第19条 死亡給付金不法取得目的による無効

第20条 詐欺による取消

第21条 重大事由による解除

10. 解約および解約返還金

第22条 解約および解約返還金

第23条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

11. 契約内容の変更

第24条 保険料の減額

第25条 払済保険への変更

第26条 年金支払開始日の繰り下げ

第27条 年金支払期間の変更

12. 契約者貸付

第28条 契約者貸付

13. 保険契約者

第29条 保険契約者の代表者

第30条 保険契約者の変更

第31条 保険契約者の住所の変更

14. 年金受取人

第32条 年金受取人

第33条 年金受取人の代表者

第34条 当会社への通知による年金受取人の変更

第35条 遺言による年金受取人の変更

第36条 未払年金現価受取人

第37条 遺言による未払年金現価受取人の指定または変更

15. 死亡給付金受取人

第38条 死亡給付金受取人の代表者

第39条 死亡給付金受取人が死亡した場合の取扱

第40条 当会社への通知による死亡給付金受取人の変更

第41条 遺言による死亡給付金受取人の変更

16. 年齢の計算その他の取扱

第42条 年齢の計算

第43条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

17. 契約者配当金の割当および支払

第44条 契約者配当金の割当

第45条 契約者配当金の支払

18. 時効

第46条 時効

19. 管轄裁判所

第47条 管轄裁判所

20. 保険料の継続一括払の特則

第48条 保険料の継続一括払の特則

21. 保険料の一部前払の特則

第49条 保険料の一部前払の特則

22. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

第50条 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

個人年金保険（2018）普通保険約款

（2026年1月2日改正）

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
年金	年金支払開始日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り支払います。年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余年金支払期間の未払年金の現価を支払います。
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
年金支払開始日	被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。
年金支払日	第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。
責任開始期	保険契約の締結に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。
契約応当日	毎年または毎月の契約日に対応する日をいい、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

2. 年金の種類

第2条（年金の種類）

この保険契約の年金の種類は確定年金とします。

3. 年金および死亡給付金の支払

第3条（年金および死亡給付金の支払）

この保険契約において支払う年金および死亡給付金はつぎのとおりです。

	年金・死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	——
	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価	年金受取人（未払年金現価受取人の指定または変更が行われているときは、未払年金現価受取人）	
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	別表2の金額	死亡給付金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意

第4条（年金および死亡給付金の支払に関する補則）

- 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- 年金支払開始日の前日までに契約者貸付の元利金が返済されないときは、つぎのとおりとします。
 - 保険契約の責任準備金からその貸付金の元利金を差し引き、責任準備金の残額をもって新たに年金額を定めます。
 - 第1号の規定により定められた年金額が当会社所定の金額に満たないときは、年金を支払わず、差引後の金額を保

険契約者に一時に支払い、保険契約は、年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

3. 死亡給付金を支払うときに契約者貸付があるときは、当社は、死亡給付金（第12条（保険料の払込）第7項の規定により支払われる返還金を含みます。）からその元利金を差し引きます。

第5条（死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、当社は、責任準備金（ただし、責任準備金額が死亡給付金の額を上回る場合は、死亡給付金の額を限度とします。）を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち故意に被保険者を死亡させた死亡給付金受取人の受取割合に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金（ただし、責任準備金額が死亡給付金の額を上回る場合は、保険契約のうち故意に被保険者を死亡させた死亡給付金受取人の受取割合に対応する部分の死亡給付金の額を限度とします。）を保険契約者に支払います。

第6条（年金の自動すえ置）

1. 年金については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 支払事由が生じた年金は、毎年の年金支払日から、当社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
 - (2) 第1号の規定によりすえ置いた年金は、年金受取人から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに年金受取人に支払います。
2. 第1項の規定にかかわらず、年金受取人から申出があった場合は、すえ置かずに支払うものとします。

第7条（年金の一括払）

年金受取人は、年金支払開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余年金支払期間の未払年金の現価とし、保険契約は年金の一括払が行われた時に消滅します。

第8条（年金の継続支払）

1. 年金受取人は、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払年金の現価が年金受取人に支払われることとなるときは、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。
2. 第1項の場合、残余年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、つぎの場合を除き、年金支払期間の満了時に保険契約は消滅します。
 - (1) 第7条（年金の一括払）に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払が行われた時に消滅します。
 - (2) 年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、年金受取人の死亡時に保険契約は消滅したものとし、年金受取人の死亡時における残余年金支払期間の未払年金の現価を支払います。

第9条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡給付金受取人は、すみやかに当社に通知してください。
2. 支払事由の生じた年金または死亡給付金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、年金または死亡給付金を請求してください。
3. 本条の規定により年金または死亡給付金の請求を受けた場合、年金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日（当社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当社の本店で支払います。この場合、当社が認めたときは、年金または死亡給付金の受取人の口座（当社の指定した金融機関等の口座に限り。）に払い込む方法により支払います。
4. 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時まで当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第3条（年金および死亡給付金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号に定める事項
 - (イ) 第21条（重大事由による解除）第1項第3号の事由に該当する事実の有無

- (フ) 保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までにおける事実
 - (エ) 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人の死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金の請求時までにおける事実
5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
- (1) 第4項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第4項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第4項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、年金の受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第4項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、年金の受取人または死亡給付金受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。
7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、年金または死亡給付金を請求した者にその旨を通知します。
8. この保険契約にもとづく諸支払金の支払時期および支払場所については、第3項の規定を準用します。

第10条（年金証書）

当会社は、第1回の年金を支払うときに、年金証書を年金受取人に交付します。

4. 当会社の責任開始期

第11条（当会社の責任開始期）

- 1. 当会社は、保険契約の申込を承諾した場合に、その申込の時から保険契約上の責任を負います。
- 2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
- 3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。
- 4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

5. 保険料の払込

第12条（保険料の払込）

- 1. 保険料は、保険料払込期間中、毎回の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第13条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌々月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれつぎのとおり、契約日または契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
月払	契約日または月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
年一括払	契約日または年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

- 3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払い戻します。
 - (1) 保険契約の消滅
 - (2) 保険料の減額
- 4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未

払込保険料を支払うべき死亡給付金から差し引きます。

5. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
6. 月払の保険契約が保険料の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払に変更します。
7. 年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった保険料に対応する部分に限ります。）の返還金を保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。
 - (1) 保険契約の消滅。ただし、第5条（死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱）第2項、第19条（死亡給付金不法取得目的による無効）または第20条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
 - (2) 保険料の減額
8. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第7項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
9. 第8項の規定は、一時払契約について準用します。

第13条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 当会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (3) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間にこの保険について団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (5) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第4号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第14条（年一括払保険料の前納）

1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払い戻します。ただし、年金支払開始日が到来したときは、保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、年金額の増額のための一時払保険料に充当します。

第15条（月払保険料の一括払）

1. 月払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料を一括で払い込んでください。
2. 保険料の払込を要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第16条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）

1. 保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約日または払込期月の契約応当日が月の末日の場合には、払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで）

2. 第1項の規定にかかわらず、当会社の責任が開始される日を契約日とする月払契約について、当社が認めたときは、

第2回保険料の猶予期間を第1回保険料の猶予期間の満了日まで延長して取り扱います。

3. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、つぎのとおりとします。

(1) 第1回保険料の場合

保険契約を無効とします。ただし、第12条（保険料の払込）第4項および本条第4項の規定にもとづき、猶予期間の満了日までに死亡給付金の支払事由が生じ死亡給付金を支払う場合を除きます。

(2) 第2回以後の保険料の場合

保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

4. 猶予期間中に年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料を支払うべき年金または死亡給付金から差し引きます。

7. 保険契約の失効取消

第17条（保険契約の失効取消）

- 第16条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）第3項第2号、第28条（契約者貸付）第7項または第50条（保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則）第5項の規定により保険契約が効力を失った場合でも、保険契約が効力を失った日からその日を含めて2か月（以下「失効取消期間」といいます。）以内に、保険契約者から当社の本店または指定した場所に保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第28条第7項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）が払い込まれたときは、当社は、保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱います。
- 第1項の規定が適用される場合で、失効取消期間中に、保険契約が効力を失っていなかったとすれば年金または死亡給付金の支払事由が生じていたときは、当社は、その年金または死亡給付金を支払います。

8. 告知

第18条（告知）

当社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。）による告知および当社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

9. 保険契約の無効、取消および解除

第19条（死亡給付金不法取得目的による無効）

保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、当社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第20条（詐欺による取消）

保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第21条（重大事由による解除）

- 当社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - この保険契約の死亡給付金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - 保険契約者、被保険者、年金受取人、未払年金現価受取人または死亡給付金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 保険契約者、年金受取人、未払年金現価受取人または死亡給付金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当社の保険契約者、被保険者、年金受取人、未払年金現価受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - 当社の保険契約者、被保険者、年金受取人、未払年金現価受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 当社は、年金または死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金または死亡給付金（第1項第3号の事由にのみ該当

した場合は、第1項第3号の事由に該当したのが年金受取人または死亡給付金受取人のみであり、その受取人が年金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、年金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金または死亡給付金。以下本項において同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により年金または死亡給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。

3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金(年金支払開始日以後に保険契約を解除したときは残余年金支払期間の未払年金の現価。以下本条において同じ。)を保険契約者(残余年金支払期間の未払年金の現価を支払うときはその受取人。以下本条において同じ。)に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、年金または死亡給付金の一部の受取人について第2項の規定を適用し年金または死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない年金または死亡給付金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返還金

第22条(解約および解約返還金)

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の保険契約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。ただし、死亡給付金の額を限度とします。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日(当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日)の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。この場合、当会社が認めたときは、保険契約者の口座(当会社の指定した金融機関等の口座に限り)に払い込む方法により支払います。

第23条(債権者等により保険契約が解約される場合の取扱)

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時に際してつぎのすべてを満たす死亡給付金受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、死亡給付金受取人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、当会社が死亡給付金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、死亡給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、死亡給付金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡給付金受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合には、第1項から第4項までの規定は適用しません。

11. 契約内容の変更

第24条(保険料の減額)

1. 保険契約者は、保険料払込期間中(一時払契約の場合は年金支払開始日前)に限り、当会社の定める取扱にもとづき、将来に向かって、保険料を減額することができます。
2. 保険料の減額をするときは、年金額を改めます。この場合、減額分は解約したのものとして取り扱います。
3. 減額後の保険料または年金額が当会社所定の金額に満たない場合には、保険料の減額は取り扱いません。
4. 保険料の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
5. 保険料の減額をした場合に、契約者貸付があるときは、この場合の返還金をその元利金の返済にあてます。

第25条(払済保険への変更)

1. 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当会社の定める取扱にもとづき、次回以後の保険料払込を中止し、この保険の払済保険に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 払済保険の年金支払開始日は、変更前の保険契約の年金支払開始日と同一とします。
 - (2) 払済保険の年金額は、変更前の保険契約の変更時の解約返還金(契約者貸付があるときは、その元利金を差し引き

ます。)をもとに定めます。

(3) 払済保険の死亡給付金の額は、被保険者が死亡した時の責任準備金と同額とします。

2. 払済保険の年金額が当会社所定の金額に満たない場合には、払済保険への変更は取り扱いません。
3. 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

第26条(年金支払開始日の繰り下げ)

1. 保険契約者は、保険料払込期間中(一時払契約の場合は年金支払開始日前)に限り、当会社の承諾を得て、当会社の定める取扱にもとづき、年金支払開始日を繰り下げることができます。
2. 保険料払込期間の満了日が年金支払開始日の前日である場合、年金支払開始日の繰り下げが行われた場合には、同時に保険料払込期間を変更します。この場合、繰り下げ後の年金支払開始日の前日が保険料払込期間の満了日となります。
3. 年金支払開始日の繰り下げをするときは、年金額を改めます。ただし、その年金額が当会社所定の金額を上回るときは、年金支払開始日の繰り下げは取り扱いません。
4. 年金支払開始日の繰り下げをするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

第27条(年金支払期間の変更)

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、当会社の定める取扱にもとづき、年金支払期間を変更することができます。
2. 年金支払期間の変更をするときは、年金額を改めます。ただし、その年金額が当会社所定の金額の範囲外となるときは、年金支払期間の変更は取り扱いません。
3. 年金支払期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

12. 契約者貸付

第28条(契約者貸付)

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、解約返還金額の所定の範囲内(本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。)で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類(別表1)を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率により年複利で計算します。
4. 保険契約者は、いつでも本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
5. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
6. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
7. 当会社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

13. 保険契約者

第29条(保険契約者の代表者)

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第30条(保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
3. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第31条(保険契約者の住所の変更)

1. 保険契約者が住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所(通信先を含みます。)に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 年金受取人

第32条(年金受取人)

1. 年金受取人は保険契約者または被保険者とし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。
2. 年金受取人の死亡時以後、年金受取人の変更が行われていない間は、年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人

とします。

- 第2項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、第2項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。
- 第2項および第3項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第33条（年金受取人の代表者）

- 年金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の年金受取人を代理するものとします。
- 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の年金受取人に対しても効力を生じます。

第34条（当社への通知による年金受取人の変更）

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下本条において同じ。）は、被保険者の同意を得て、当社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人については保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。
- 年金支払開始日以後に、第1項または第35条（遺言による年金受取人の変更）の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
- 第1項の通知が当社に到着したときは、年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
- 第4項の規定にかかわらず、第1項の通知が当社に到着する前に、変更前の年金受取人に対して年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

第35条（遺言による年金受取人の変更）

- 第34条（当社への通知による年金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人については保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。
- 第1項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 遺言による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当社に通知しなければ、当社に対抗することができません。
- 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

第36条（未払年金現価受取人）

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下本条において同じ。）は、被保険者と年金受取人が同一人であるときに、被保険者の同意を得て、当社に対する通知により、未払年金現価受取人を指定または変更することができます。なお、未払年金現価受取人を複数とすることはできません。
- 未払年金現価受取人の指定または変更が行われた後に、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、それ以前に行われた未払年金現価受取人の指定および変更はなかつたものとして取り扱います。
 - 保険契約者が変更されたとき（第30条（保険契約者の変更）第3項の規定により、年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務が承継された場合を除きます。）
 - 年金受取人が変更されたとき
 - 年金受取人死亡時にすでに未払年金現価受取人が死亡していたとき（年金受取人が死亡した時と、未払年金現価受取人が死亡した時の先後が明らかでないときは、未払年金現価受取人が先に死亡したものとします。）
- 第3条（年金および死亡給付金の支払）の規定にもとづき残余年金支払期間の未払年金の現価（以下本条において「未払年金現価」といいます。）を未払年金現価受取人に支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
 - 第32条（年金受取人）第2項の規定は適用しません。
 - 第6条（年金の自動すえ置）、第7条（年金の一括払）および第45条（契約者配当金の支払）中「年金受取人」とあるのは、「未払年金現価受取人」と読み替えて、第6条、第7条および第45条の規定を適用します。
 - 第8条（年金の継続支払）中「年金受取人」とあるのは、「未払年金現価受取人」と読み替えて、第8条の規定を適用し、第8条第2項第2号の残余年金支払期間の未払年金の現価は未払年金現価受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、未払年金現価受取人の死亡時の法定相続人が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。
- 第1項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
- 第1項の通知が当社に到着したときは、未払年金現価受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
- 第5項の規定にかかわらず、第1項の通知が当社に到着する前に、年金受取人または変更前の未払年金現価受取人に対して未払年金現価を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の未払年金現価受取人から未払年金現価の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
- 第1項から第6項までの規定にかかわらず、未払年金現価受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、その者は未払年金現価受取人としての取扱を受けることはできません。

第37条（遺言による未払年金現価受取人の指定または変更）

1. 第36条（未払年金現価受取人）の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下本条において同じ。）は、被保険者と年金受取人が同一人であるときに、法律上有効な遺言により、未払年金現価受取人を指定または変更することができます。なお、未払年金現価受取人を複数とすることはできません。
2. 第1項の未払年金現価受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による未払年金現価受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

15. 死亡給付金受取人

第38条（死亡給付金受取人の代表者）

1. 死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

第39条（死亡給付金受取人が死亡した場合の取扱）

1. 死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡給付金受取人が死亡し、死亡給付金受取人の変更が行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人を死亡給付金受取人とします。
2. 第1項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
3. 第1項および第2項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第40条（当社への通知による死亡給付金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が当社に到着したときは、死亡給付金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当社に到着する前に、変更前の死亡給付金受取人に対して死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

第41条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 第40条（当社への通知による死亡給付金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 第1項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当社に通知しなければ、当社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

16. 年齢の計算その他の取扱

第42条（年齢の計算）

1. 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第43条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、実際の年齢が当社の定める年齢の範囲外であったときは、当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときは当社の定める取扱にもとづき実際の年齢による年金額に改め年金額の差額の精算等を行います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、第1項の規定を準用して取り扱います。

17. 契約者配当金の割当および支払

第44条（契約者配当金の割当）

1. 当社は、当社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に

対して、契約者配当金を割り当てます。

- (1) つぎの事業年度中に、年単位の契約応当日が到来する年金支払開始日前の保険契約。ただし、年単位の契約応当日が、年金支払開始日となる場合を除き、かつ、保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
 - (2) つぎの事業年度中に、年金支払開始日が到来する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、年金支払開始日の年単位の応当日が到来する保険契約。ただし、年金支払開始日の年単位の応当日が保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
 - (4) つぎの事業年度中に、年金支払期間の満了日の翌日が到来する保険契約
2. 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第45条（契約者配当金の支払）

1. 第44条（契約者配当金の割当）第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎのとおり支払います。
 - (1) つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、年金支払開始日前に、保険契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったときに保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。
 - (2) 保険契約が年金支払開始日まで継続した場合には、年金支払開始日にその時まで積み立てられた契約者配当金を、当会社の定める取扱にもとづき、年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
2. 第44条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの方法により支払います。
 - (1) 年金支払開始日に、当会社の定める取扱にもとづき、年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
 - (2) 第1号の規定によって支払う前に保険契約が消滅したときは、第4条（年金および死亡給付金の支払に関する補則）第2項の規定により年金支払開始日の前日に消滅する保険契約に限って、契約者配当金を支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
3. 第44条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険契約者が年金支払開始日前に選択したつぎのいずれかの方法により支払います。
 - (1) 利息をつけて積み立てる方法
この場合には、つぎの事業年度に到来する年金支払開始日の年単位の応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは年金受取人から請求があったときに年金受取人（未払年金現価受取人の指定または変更が行われている場合で、年金受取人である被保険者が死亡しているときは、未払年金現価受取人）に支払います。
 - (2) 現金で支払う方法
この場合には、つぎの事業年度に到来する年金支払開始日の年単位の応当日に年金とともに年金受取人に支払います。
4. 第44条第1項第4号の規定によって割り当てた契約者配当金は、年金支払期間の満了時に年金受取人に支払います。
5. 第44条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
6. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第9条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

18. 時効

第46条（時効）

年金、死亡給付金、解約返還金または契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

19. 管轄裁判所

第47条（管轄裁判所）

この保険契約における年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- (1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
- (2) 年金の受取人または死亡給付金の受取人（年金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所

20. 保険料の継続一括払の特則

第48条（保険料の継続一括払の特則）

1. 保険契約者は、保険料の払込方法（回数）が月払の場合、当会社の定める取扱にもとづき、あらかじめ保険契約者が指定した払込期月に、定められた月数分の保険料を継続して一括払（以下「継続一括払」といいます。）することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料を一括で払い込んでください。
2. 継続一括払を行う場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、払込期月内に定められた月数分の保険料を一括払することを要します。この場合、第16条（保険料

払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱)の月払契約の規定を適用します。

- (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、継続一括払された保険料に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者(死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人)に払い戻します。
 - (3) この特則の適用申出後、継続一括払を開始するまでの保険料については、保険契約者は、毎月または一括して払い込むことを要します。この場合、第12条(保険料の払込)から第16条までの規定を適用します。
3. 保険契約者は、第1項の規定によりあらかじめ指定した継続一括払をする払込期月を、当会社の定める取扱にもとづき変更することができます。
4. つぎの場合には、この特則は適用しません。
- (1) 第12条第5項の規定により、保険料の払込方法(回数)が年一括払に変更されたとき
 - (2) 保険契約者から、継続一括払の取扱を停止する旨の申出がなされたとき
 - (3) 第25条(払済保険への変更)の規定により、払済保険に変更されたとき

21. 保険料の一部前払の特則

第49条(保険料の一部前払の特則)

1. 保険契約者は、保険契約の締結の際、当会社の定める取扱にもとづき、保険料払込期間と同一の期間にわたって保険料の一部に充当する金額(以下「前払保険料」といいます。)を、あらかじめまとめて払い込むことができます。この場合には、前払保険料に充当する金額(以下「前払保険料充当金」といいます。)を払い込んでください。
2. 第12条(保険料の払込)第1項第1号の第1回保険料には、前払保険料充当金を含みます。
3. この特則を適用した保険契約の主約款および付加された特約の特約条項における保険料は、この特則を適用しなかった場合の保険料から前払保険料を差し引いた金額とし、保険契約者がこの金額を払い込んだ時に、この特則を適用した保険契約の保険料は払い込まれたものとして取り扱います。
4. この特則を適用した保険契約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) つぎのいずれかに該当した場合には、前払保険料充当金の残額(当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいいます。以下同じ。)を保険契約者(死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人)に払い戻します。
 - (ア) 死亡給付金が支払われるとき
 - (イ) 保険契約が消滅したとき(第2号の場合を除きます。)
 - (ウ) 払済保険に変更するとき
 - (2) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消した場合には、前払保険料充当金を保険契約者に払い戻します。
 - (3) つぎのいずれかに該当した場合には、当会社の定める方法により前払保険料を更正します。この場合、この特則を適用した保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により更正後の前払保険料を減額し、前払保険料の減額により支払うべき前払保険料充当金の残額(前払保険料の減額に対応する部分とします。)を保険契約者(死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人)に払い戻します。
 - (ア) 保険料の払込方法(回数)を変更するとき
 - (イ) 年金支払開始日を繰り下げるとき
 - (ウ) 年金支払期間を変更するとき
 - (エ) 契約年齢または性別の誤りを訂正するとき
 - (4) つぎのいずれかに該当した場合で、この特則を適用した保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により前払保険料を減額し、前払保険料の減額により支払うべき前払保険料充当金の残額(前払保険料の減額に対応する部分とします。)を保険契約者に払い戻します。
 - (ア) 保険料の払込方法(経路)を変更するとき
 - (イ) 保険契約の一部が解除または解約されたとき
 - (5) 第28条(契約者貸付)の規定を適用する場合には、第28条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。
5. この特則を適用した保険契約について、第28条の規定を適用する場合には、第28条第6項に定める解約返還金額には、前払保険料充当金の残額を加えて取り扱います。
6. 第4項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第19条(死亡給付金不法取得目的による無効)の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第20条(詐欺による取消)の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、前払保険料充当金の残額その他の返還金の払戻はありません。
7. この特則を適用した保険契約について、この特則を適用しない保険契約への変更はできません。

22. 保障見直し特約(2018)または家族内保障承継特約(2018)を付加した場合の特則

第50条(保障見直し特約(2018)または家族内保障承継特約(2018)を付加した場合の特則)

1. 保障見直し特約(2018)または家族内保障承継特約(2018)(以下「保障見直し特約(2018)等」といいます。)を付加した場合で、この普通保険約款または付加された特約の特約条項の規定にもとづき保険料または年金額を改めるときは、充当保険料も改めます。
2. 保障見直し特約(2018)等を付加した場合で、保障見直し特約(2018)等に定める見直し価格(解約返還金あり)または承継価格(解約返還金あり)からの充当価格(以下「充当価格」といいます。)があるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者が死亡した場合には、充当価格の残額(当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額を

- いいます。以下同じ。)を保険契約者(死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人)に払い戻します。
- (2) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額から当会社所定の金額を差し引いた金額(以下「充当価格からの返還金」といい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。)を保険契約者に払い戻します。
- (ア) 保険契約が効力を失ったとき
 - (イ) 保険契約が解除または解約されたとき
 - (ウ) 払済保険に変更するとき
- (3) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消した場合には、充当価格を保険契約者に払い戻します。
- (4) つぎのいずれかに該当した場合で、充当価格のある保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により充当保険料を減額し、充当保険料の減額により支払うべきつぎの金額(充当保険料の減額に対応する部分とします。)を保険契約者(死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人)に払い戻します。
- (ア) 保険料の払込方法(回数)または保険料の払込方法(経路)を変更するときは、充当価格の残額
 - (イ) 年金支払開始日を繰り下げるときは、充当価格の残額
 - (ウ) 年金支払期間を変更するときは、充当価格の残額
 - (エ) 契約年齢または性別の誤りを訂正するときは、充当価格の残額
- (5) 第28条(契約者貸付)の規定を適用する場合には、第28条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。
3. 充当価格のある保険契約について、第28条の規定を適用する場合には、第28条第6項に定める解約返還金額には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。
4. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第19条(死亡給付金不法取得目的による無効)の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第20条(詐欺による取消)の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。
5. 保障見直し特約(2018)等を付加した場合で、猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは、第16条(保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱)第3項第1号の規定にかかわらず、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

別表 1 請求書類

(1) 年金、死亡給付金の請求

	項目	必要書類
1	第1回の年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券
2	第2回以後の年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
3	年金の一括払	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
4	年金の継続支払	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
5	死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
<p>(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p> <p>2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。</p> <p>3. 2、3、4について、未払年金現価受取人が請求する場合には、「年金受取人」とあるのは、「未払年金現価受取人」と読み替えます。</p> <p>4. 5の請求の場合、官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、上記の請求書類につき書類も含めるものとします。</p> <p>(1) 死亡退職金等の受給者が死亡給付金の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。）</p> <p>(2) 保険契約者である団体が(1)の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類</p>		

(2) その他

	項目	必要書類
1	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	死亡給付金受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人の印鑑証明書（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

	項目	必要書類
3	契約内容の変更 ・保険料の減額 ・払済保険への変更 ・年金支払開始日の繰り下げ ・年金支払期間の変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	当会社への通知による年金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
7	遺言による年金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
8	当会社への通知による未払年金現価受取人の指定または変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
9	遺言による未払年金現価受取人の指定または変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
10	当会社への通知による死亡給付金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11	遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
12	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
<p>(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p> <p>2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。</p> <p>3. 12について、未払年金現価受取人が請求する場合には、「年金受取人」とあるのは、「未払年金現価受取人」と読み替えます。</p>		

別表2 死亡給付金

死亡給付金はつぎの金額とします。

1. 保険料の払込方法（回数）が月払または年一括払の場合
つぎの算式によって計算される金額とします。
(月払保険料) × (経過月数)

2. 保険料の払込方法（回数）が一時払の場合
一時払保険料と同額

(注) 1. 上記の「経過月数」は、つぎのとおりとします。

(1) 保険料払込期間中

契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数

(2) 保険料払込期間満了後

契約日から保険料払込期間の満了日までの月数

2. 年一括払契約の場合、「月払保険料」は、保険料の払込方法（回数）を月払とした場合の保険料とします。
3. 保険料の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の保険料であったものとして計算します。
4. 前払保険料または充当保険料があるときは、「月払保険料」は、これらの金額を差し引く前の金額とします。

■保険契約者代理特約条項を追加します。

保険契約者代理特約条項

(2026年1月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者（年金支払開始日以後の年金受取人を含みます。以下同じ。）が手続きを自ら行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人による手続きを可能とするを主要内容とするものです。

第1条（特約の付加）

1. 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。
3. この特約を主契約に付加する場合には、保険契約者は、保険契約者代理人を1名指定することを要します。

第2条（保険契約者代理人が行うことのできる手続き）

1. 保険契約者代理人が行うことのできる手続きは、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）の特約条項の保険契約者が行うことのできる手続き
 - (2) 保険契約者と保険金等（保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付をいい、その名称の如何を問いません。また、あわせて支払われる諸支払金およびすえ置かれた保険金等を含みます。以下同じ。）の受取人が同一人である場合における主約款および各特約の特約条項の保険金等の受取人が行うことのできる手続き。ただし、主約款および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかの手続きに該当する場合には、当会社は、保険契約者代理人による手続きは取り扱いません。
 - (1) 保険契約者の変更
 - (2) 保険金等の受取人の変更
 - (3) 保険契約者代理人の変更
 - (4) 後継保険契約者の変更
 - (5) 保険契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
 - (6) 主約款および各特約の特約条項の規定により被保険者が受取人と定められた保険金等の請求
 - (7) 第1号から第6号のほか、当会社が定める手続き

第3条（保険契約者代理人による手続き）

1. 保険契約者が手続きを自ら行うことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者があらかじめ指定または第4条（保険契約者代理人の変更）の規定により変更した保険契約者代理人が、手続きに必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続きを行うことができます。
 - (1) 手続きを行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の当会社が認める傷病名の告知を受けていない場合（保険料払込の免除の請求または保険契約者と受取人が同一人である場合の保険金等の請求に限ります。）
 - (3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当会社が認めた場合
2. 第1項の規定により保険契約者代理人が手続きを行う場合、保険契約者代理人は手続き時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 保険契約者の直系血族
 - (ウ) 保険契約者の3親等内の血族
 - (エ) 保険契約者と同居しまたは生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続きを行うべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。
 - (ア) 第1号(エ)以外の者で、保険契約者と同居しまたは生計を一にしている者
 - (イ) 保険契約者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他保険契約者と同居しもしくは生計を一にしている者または保険契約者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者または故意に保険金等の支払事由を生じさせた者は、保険契約者の代理人として手続きを行うことができません。
4. 保険契約者代理人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に可能な手続きがあっても、変更を行う前の保

険契約者代理人による手続きは取り扱いません。

5. 本条の規定により保険契約者代理人が行った手続きは、保険契約者に対してその効力を生じます。
6. 本条の規定により当会社が保険契約にもとづく支払金を保険契約者代理人に支払ったときは、その後当該支払金の請求を受けても、当会社は、これを重複しては支払いません。
7. 本条の規定により保険契約者代理人が手続きを行う場合で、主約款、各特約の特約条項およびこの特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険契約にもとづく支払金を支払いません。
8. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険契約者代理人による手続きを取り扱います。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に保険契約者代理人の変更が行われていたときは、変更後の保険契約者代理人による手続きを取り扱います。
10. 保険契約者代理人が手続きを行う際に、当会社は、被保険者および保険金等の受取人またはその一方からの同意を求めることがあります。同意を求めた場合に被保険者または保険金等の受取人がその同意に応じなかったときは、保険契約者代理人は手続きを行うことができません。
11. 保険契約者代理人が手続きを行う際に保険契約者代理人から申出があり、当会社が認めたときは、当会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、当会社の定める取扱にもとづき、保険契約者代理人に対して開示することができます。

第4条（保険契約者代理人の変更）

保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除等の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除、重大事由による解除および被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたこと等により認知症保険金が支払われない場合における消滅等の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 保険契約者、保険契約者代理人または後継保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき

第8条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第9条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）第3項の規定により指定する保険契約者代理人は後継保険契約者と同一人とします。
- (2) 第4条（保険契約者代理人の変更）の規定は適用しません。
- (3) この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および指定代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第10条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）第3項の規定により指定する保険契約者代理人は後継保険契約者と同一人とします。
- (2) 第4条（保険契約者代理人の変更）の規定は適用しません。

第11条（主契約に被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約または指定代理請求特約が付加されている場合の特則）

主契約に被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約または指定代理請求特約が付加されている場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、第2条（保険契約者代理人が行うことのできる手続き）第1項第2号に定める保険契約者代理人が行うことのできる手続きは、主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）の請求とします。ただし、主約款および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	保険契約者代理人による手続き	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める手続きの請求書類 (2) 保険契約者が手続きを自ら行うことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 保険契約者代理人が保険契約者と同居または生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	保険契約者代理人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

■指定代理請求特約条項をつぎのとおり変更します。

指定代理請求特約条項

(2026年1月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人による保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の付加）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約による代理請求の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）におけるつぎのものとし（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）

- (1) 主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）

1. 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人としてその保険金等を請求することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当社が認めた場合
2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (エ) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、当社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者に限ります。
 - (ア) 第1号(エ)以外の者で、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他主契約の被保険者と同居もしくは生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
3. 第1項および第2項の規定により保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる指定代理請求人がいない場合は、つぎのいずれかに該当する主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (4) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができません。

5. 第3項の規定により保険金等を請求する場合、第3項各号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
6. 指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保険金等があっても、変更を行う前の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による保険金等の代理請求は取り扱いません。
7. 本条の規定により当社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当社は、これらを重複しては支払いません。
8. 本条の規定により保険金等を請求する場合で、主約款および各特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。
10. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われていたときは、変更後の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による代理請求を取り扱います。

第4条（指定代理請求人の変更）

保険契約者は、主契約の被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除等の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除、重大事由による解除および被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたこと等により認知症保険金が支払われない場合における消滅等の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求等の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求ならびに指定代理請求人の指定および変更は取り扱いません。また、この特約の付加の際、主契約または各特約について指定代理請求人が指定されているときは、当該指定代理請求人の指定は取り消されたものとします。

第8条（主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約等の取扱）

この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および高度障害保険金等の代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（子ども学資保険に付加した場合の特則）

この特約を子ども学資保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主約款の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
- (3) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えます。

第11条（子ども学資保険（H7）、5年ごと配当付子ども学資保険、5年ごと配当付子ども学資保険（2014）または子ども学資保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を子ども学資保険（H7）、5年ごと配当付子ども学資保険、5年ごと配当付子ども学資保険（2014）または子ども学資保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条（子ども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約または夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金移行特約」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約」または「夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「夫婦年金移行特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項」または「夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）

この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第14条（5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険または生存保障重視型個人年金保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険または生存保障重視型個人年金保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第15条（遺族保障付個人年金保険、5年ごと配当付生活障害年金定期保険または生活障害年金定期保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を遺族保障付個人年金保険、5年ごと配当付生活障害年金定期保険または生活障害年金定期保険（2018）に付加した場合には、本特約条項中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約または介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約または夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約」または「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項」または「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(エ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第17条（変額保険（終身型）に付加した場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加した場合で、主契約に夫婦年金移行特約を付加したときは、第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第18条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第19条（予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める夫婦年金への変更の特則による夫婦年金への変更を選択した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金への変更の特則中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 夫婦年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる夫婦年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第2被保険者」をいいます。
- (2) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第20条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (3) 第18条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第1号の規定は、本条の場合に適用します。

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約

の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。

(エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。

(2) 主契約に介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

(3) 主契約に夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(エ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

(4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第22条（5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第23条（引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合には、第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）第1号および第4号の規定を適用します。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第25条（無配当定期医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第26条（「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合の特則）

この特約を「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「家族年金受取人」と読み替えます。

第27条（3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合の特則）

この特約を3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

(2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第28条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは保険料払込免除特約（契約者型）条項においては「後継保険契約者」をいいます。

(2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。

- (3) 保険料払込免除特約（契約者型）条項の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。この保険料払込の免除の代理請求の場合、第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第29条（主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則）

主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、主契約の被保険者と保険契約者が同一人であるときは、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める代理請求の対象となる保険金等からつぎのもの（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）を除きます。

- (1) 主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 保険料払込の免除
- (3) 契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	保険金等の代理請求	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の住民票 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 代理請求を行う者が主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (7) 代理請求を行う者が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

2026年1月版

契企[登] 18556-01